

**「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の
一部改正について**

令和 6 年 10 月 15 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 株式投資型クラウドファンディング業務会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 の 2 <u>第 9 項</u>に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>(発行者についての審査)</p> <p>第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p>9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 2 項 <u>第 2 号</u>に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(ウェブサイトにおける情報提供)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 株式投資型クラウドファンディング業務会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 の 2 <u>第 10 項</u>に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>(発行者についての審査)</p> <p>第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。</p> <p>1～8 (省 略)</p> <p>9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 2 項 <u>第 3 号</u>に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(ウェブサイトにおける情報提供)</p>

新	旧
<p>第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第 16 条の 2 第 2 項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること。</p> <p>7～13 (現行どおり)</p> <p>14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨</p> <p>15～17 (現行どおり)</p> <p>18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 8 項及び第 9 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨</p> <p>19～21 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。</p>	<p>第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること。</p> <p>7～13 (省 略)</p> <p>14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨</p> <p>15～17 (省 略)</p> <p>18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 9 項及び第 10 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨</p> <p>19～21 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>